

株式のいろいろ

新会社法では

9種類の株式に区分されました。(普通株式以外に)

- | | | |
|-------------|--------------|------------|
| ①譲渡制限株式 | ②議決権制限株式 | ③配当種類株式 |
| ④残余財産分配種類株式 | ⑤取得請求権付株式 | ⑥取得条項付株式 |
| ⑦全部取得条項付株式 | ⑧拒否権付株式(黄金株) | ⑨役員選解任権付株式 |

今回は⑨役員選解任権付株式についてです。

会社法改正によりまして、各種類の『種類、株主総会』の制度が設けられました。その種類株主総会で



一定数の役員(取締役・監査役)の
選任・解任ができる。

株主を⑨役員選解任権付株式といいます。

発行手続 ー 定款変更し、下記を規定する。



- Ⓐ種類株主で役員選解任できること。
- Ⓑ役員の数
- Ⓒ他の株主とのかかわり合い
- ⒹA B Cの条件変更事項等
- Ⓔ社外役員についてのとり決め

※ 役員選解任権付株式は、登記をしなければなりません。

別紙の株主総会議事録を参照下さい。